

看板を設置されるみなさまへ

この看板は「いわき市屋外広告物条例」に基づき、設置してはいけない区域（場所）があります。また、他人の土地や公共の場所に設置する際には、土地の持ち主に必ず許可を得て設置するようお願いします。

なお、設置後の看板については、設置者が責任を負うこととなりますので、看板が倒れたり、風で飛ばされたりなどしないよう十分に管理してください。

次の場所には看板を設置できません

いわき市屋外広告物条例抜粋

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、防護さく、駒止め、道路の防雪又は防砂等のための施設及びパーキングメーター
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 銅像、彫像、神仏像及び記念碑
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

- 2 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及びアーケード柱には、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）及び立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。

※ 不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。